

中部運輸局

平成29年10月19日 14時00分発表

連絡先：中部運輸局 自動車交通部
自動車監査官 中山、大石、石野
TEL 052-952-8038
三重運輸支局
監査担当 西原、岸井、北口
TEL 059-234-8411

同時発表：三重県政記者クラブ

乗合バス事業者に車両使用停止処分

三重交通株式会社の伊賀営業所に対して平成29年6月7日に、伊勢営業所に対して平成29年6月9日に立入り監査を実施した結果、それぞれ道路運送法に違反する事実が確認されたことから、同法第40条の規定に基づき下記のとおり事業用自動車の使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

- 行政処分事業者及び営業所
事業者名：三重交通株式会社（代表取締役 雲井 敬）
住 所：三重県津市中央1番1号
営 業 所：（1）伊勢営業所（三重県伊勢市神田久志本町1500番地1）
（2）伊賀営業所（三重県名張市西田原字大野田450）
- 行政処分書の交付日時及び交付場所
交付日時：平成29年10月19日（木） 午前10時
交付場所：中部運輸局 三重運輸支局（支局長：後藤 武夫）
三重県津市雲出長常町字六ノ割1190-9
- 行政処分の内容
（1）伊勢営業所
事業用自動車の使用停止10日間（1両×10日間）及び文書警告
（2）伊賀営業所
事業用自動車の使用停止10日間（1両×10日間）
- 監査実施の端緒
（1）伊勢営業所
伊勢市コミュニティバスにおいて、起点停留所である山大淀停留所を經由せずに運行したとの報告が三重運輸支局にあったことから、立入り監査を実施した。
（2）伊賀営業所
伊賀営業所が運行する名張つつじが丘線において、事前に届出をせず運行系統を変更して運行したとの報告が三重運輸支局にあったことから、立入り監査を実施

した。

5 違反内容及び違反条項

(1) 伊勢営業所

- ① 事業計画及び運行計画に定めるところに従い、その業務を行っていなかった。
(道路運送法第16条第1項)
- ② 主として運行する路線の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

(2) 伊賀営業所

- ① 届出を行わず運行系統を変更していた。
(道路運送法第15条の3第1項及び第2項)

6 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 2点 (伊勢営業所1点、伊賀営業所1点)

当該事業者が付された累積違反点数 2点